

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3171号)

<目次>

1	報告書（案）	1
2	改正概要	23
	(参考) 諮問時の新旧対照表	46

令和5年11月17日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和5年9月19日付け諮問第3171号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、当委員会における調査及び意見募集による提出意見を踏まえ、次のとおり諮問された省令案等に修正を加えた上で改正することが適当と認められる。
 - ・ 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）の一部改正案のうち第5条の改定規定について、別紙1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙2のとおりである。

以上

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。</p>	<p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p>

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方(案)

〔 意見募集期間: 令和5年9月20日(水)～同年10月19日(木)(案件番号: 145210162) 〕
 〔 再意見募集期間: 令和5年10月26日(木)～同年11月8日(水)(案件番号: 145210189) 〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件 (いずれも法人等)
 再意見提出者 6件 (いずれも法人等)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
 ※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	株式会社NTTドコモ	ソフトバンク株式会社
2	Wireless City Planning株式会社	Wireless City Planning株式会社
3	ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
4	西日本電信電話株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
5	東日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
7	UQコミュニケーションズ株式会社	-

第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● β 値について接続料の算定等に関する研究会(以下「研究会」という。)第七次報告書(案)に対する意見募集において示された考え方とおり、第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクについては、継続的に議論すべき。 ● 以下の観点から、固定通信事業のリスクは低いと考えられるため、NTT持株のβ 値よりも低い値が採用されることが妥当であり、その旨規定すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に安定的な投資回収時期に入っており、また、今次需要予測でも総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること ・ 英国の事例を踏まえると、メタル・光をアクセス設備として利用する各種サービスは我が国市場で広く普及しているサービスであり、NTT 持株のβ よりも低いと考えられること ● 固定通信分野の接続料算定に用いるβ 値は、NTT持株のβ 値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ 値よりも低い値を採用すべき。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見等のとおり、報酬額の多寡が加入光ファイバ接続料水準に大きな影響を与えているため、報酬額の算定の在り方に関して、今後も継続的に議論を深めていく必要。 ● 令和5年度の接続料の改定等に用いたβ 値については、当審議会より「不相当ではない」との考え方が示されており、研究会第七次報告書の整理以降、特段の状況変化が認められないことから、現時点では見直す必要はない。 ● なお、次の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロードバンドサービス市場においてモバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続していること ・ 固定通信の需要は一巡し、5Gやホームルータの浸透等による需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっていること <p>また、諸外国の主要キャリアでは事業の多角化が進んでおり、国内の固定通信事業との違いは大きい。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 第一種指定電気通信設備の接続料算定で用いられるCAPM的手法におけるβ 値の適正な値の検討において、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」という。)第7次報告</p>	<p>○左記意見<small>(注:ソフトバンク株式会社意見1点目)</small>、また、接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書の意見募集において弊社より提示した意見のとおり、報酬額の多寡がNTT東西殿の加入光フ</p>	<p>○ 意見及び再意見については、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等で当審議会が示した考え方(※)のとおり、「新た</p>	<p>無</p>

<p>書の意見募集において、「NTT持株のβからどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適当」と総務省殿の考え方が示されており、第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクについては、継続的に議論をしていくべきと考えます。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクに関しては、研究会第7次報告書及び将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する意見募集の際に当社から意見したとおり、以下の観点から固定通信事業リスクは低いと考えられるため、日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株殿」という。)のβ値よりも低い値が採用されることが妥当であり、その旨規定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTHサービスの契約数は2022年度第4四半期時点で3,807万契約(うち東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)の契約数は約2,356万契約)*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。 	<p>ファイバ接続料水準に大きな影響を与えていることから、適切な報酬額の算定の在り方に関して、今後も継続的に議論を深めていくことが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 接続料の算定に用いるβ値については、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」という。)における議論を踏まえて「0.566」を採用し、2023年度以降に適用する加入光ファイバ等に係る接続料の認可申請を行ったところ、情報通信行政・郵政行政審議会より「不相当ではない」との考え方が示されています。また、研究会第7次報告書において「今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐるとの状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当である。」と整理されているところ、その後特段の状況変化が認められないことから、現時点では見直す必要はないものと考えます。</p> <p>○ なお、第70回研究会で当社が示した通り、以下の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続。 ・ 固定通信の需要はすでに一巡し、直近ではFTTHの純増数が大きく低下していることに 	<p>な考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しの検討を行うことが適当」と考えます。</p> <p>(※) 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和5年情郵審第31号)考え方8)</p>
--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に先行投資又は固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられること。 ・ 第70回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」という。)の β について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT社における最もリスクが低いOpenreachの β は英国通信プロバイダーの適用 β よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 	<p>加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっている。</p> <p>○ また、諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきていることを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		
--	--	--	--

<p>βを上回る可能性は低いことから、BT社全体のβ値やVodafoneやTalkTalk等の移動通信事業者のβよりも低い値としています*²。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者はFTTHのみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT持株殿のβよりも低い値になると考えられること。</p> <p>○ 以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値については、NTT持株会社殿のβ値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用するべきと考えます。</p> <p>*¹ 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和4年度第4四半期(3月末))の数字を参照</p> <p>*² Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)</p>			
---	--	--	--

第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様式追加により総務省において検証を行うことに異存ない。 ● 研究会第七次報告書において、一部MNOの採用する算出プロセスに改善の余地があると指摘されていることを踏まえれば、届出接続料の検証に加え、総務省は、令和4年度接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要に応じて、一部MNOは令和5年度中に実施する接続料算定において、資産及び費用の再整理を行うべき。 	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の接続会計は二種接続会計規則の基準に準じており、意見提出者の指摘は当たらない。令和4年度接続会計は監査法人への確認等の手続きが完了し、総務省に届出済みであるため、令和5年度中に実施する接続料算定に際して、当該会計の検証や資産及び費用の再整理を行うことは現実的ではない。 ● 二種接続会計における役務間の費用配賦等については、見直しの適用時期等を含めて、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループで議論されるものと理解。見直しには会計整理方法の変更を伴うことから、必要なシステム対応等について十分な準備期間を設ける必要。 	<p>考え方2</p>	<p>修正の有無</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の適正性向上の観点から、各社の固定資産額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいとされており、様式追加により総務省において検証を行っていただくことに異存ございません。 ○ 他方、第七次報告書において、一部 MNO の採用する算出プロセスに改善の余地があると指摘されていることを踏まえれば、総務省は、毎年度の届出接続料検証に加え、2022 事業年度の接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要に応じて、一部 MNO は 2023 年度中に実施する接続料算定において、資産及び費用の再整理を行うべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社の接続会計は第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条の基準に準じていることから、株式会社NTTドコモ殿のご指摘には当たらないものと認識しています。 ○ なお、2022事業年度の接続会計は監査法人への確認等、必要な手続きが完了していること及び総務省殿に届出済みであることから、2023年度中に実施する接続料算定に際して、当該会計の検証や資産及び費用の再整理を行うことは現実的ではないと考えます。(ソフトバンク株式会社) ○ 第二種指定電気通信設備接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見については、様式追加に関する賛同の御意見として承ります。 ○ 令和4年度接続会計の取扱い等に係る意見及び再意見については、モバイル接続料の費用配賦の見直しについては、接続会計及び接続料算定への適用スケジュールを含め、接続料の算定等に関する研究会のモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて検討が行われていると承知しています。 	<p>無</p>

<p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>賦等については、現在「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」の開催が予定されており、見直しの適用時期等含めて、当該ワーキンググループで議論されるものと理解しております。</p> <p>○ なお、当該費用配賦の見直しにおいては、会計整理方法の変更を伴うことから、新たな費用配賦基準に基づいて接続会計を整理するために必要なシステム対応等について十分な準備期間を設ける必要があると考えます。</p> <p>○ また、準備期間の必要性については、接続料の算定等に関する研究会にて、他事業者様からも同様の意見提示があったものと理解しております。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ なお、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えます。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 二種接続会計規則別表第5の様式追加に関し、Wireless City Planning株式会社の固定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課しており、接続会計報告書によりその事実が確認可能。公表済の情報から確認可能な情報を改めて様式で報告することは負担になるため、同社において、様式追加に伴う報告は不要。 ● 二種接続会計規則第5条又は別表第5に、音声伝送役務又はデータ伝送役務のどちらか一方のみ提供しており、その事実が接続会計報告書で確認できる場合は作成不要である旨を規定することを要望。 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(1者) 	<p>考え方3</p>	
<p>○ 第二種指定電気通信設備接続会計規則別</p>	<p>○ Wireless City Planning殿と同様、弊社は、電</p>	<p>○ 御意見のとおり、移動電気通信</p>	<p>有</p>

<p>表第五の様式追加に関し、当社は電気通信役務に係る固定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課しており、その事実は公表している接続会計報告書における役務別固定資産帰属明細表、及び移動電気通信役務収支表にて総務省殿において確認可能であること、また、公表済の情報から確認可能な情報を改めて様式で報告することは当社の負担に繋がることから、当社において第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に伴う報告は不要と考えます。</p> <p>○ つきましては、第二種指定電気通信設備接続会計規則第五条又は第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五に「音声またはデータ伝送役務のどちらか一方のみ提供しており、その事実が接続会計報告書で確認できる場合は作成不要」の旨を規定いただくことを要望します。</p> <p>(Wireless City Planning株式会社)</p>	<p>電気通信役務に係る固定資産および費用はすべてデータ伝送役務に直課しておりますが、左記意見のとおり、単一の移動電気通信役務を提供している二種指定事業者においては、接続会計報告書及び配賦整理書等にてその事実が確認可能であると考えます。このことから、別表第五の追加様式による回答は不要であり、当該事業者においては報告を要しない旨の規定を追加いただきたいと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する電気通信事業者については、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかに全ての固定資産及び営業費用が直課されることが明らかであると考えます。</p> <p>○ そのため、原案に次の規定を加える修正を行うことが適当と考えます。</p> <p>【二種接続会計規則】 (個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書) 第5条 (略)ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。</p>	
<p>意見4</p> <p>● 全国BWA事業者のように単一の移動電気通信役務を提供している二種指定設備設置事業者においては、追加様式の提出を要しないこととし、その旨を注記として追加することを要望。</p>	<p>再意見4</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 第二種指定電気通信設備の接続料算定にお</p>	<p>○ 当社意見のとおり、電気通信役務に係る固</p>	<p>○ 考え方3のとおりです。</p>	<p>有</p>

<p>ける二種接続会計規則の改正については、複数の移動電気通信役務を提供している場合の適切な配賦及び役務別計上を目的として接続料の算定等に関する研究会にて議論されたものと考えます。</p> <p>○ そのため、全国BWA事業者のように単一の移動電気通信役務を提供している二種指定事業者においては、追加様式の提出を要しないこととし、その旨を注記として追加いただきたいと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課していること及びその事実は総務省殿において確認可能であることから、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に伴う報告は不要とするUQコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>(Wireless City Planning株式会社)</p>		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式の追加に加え、詳細なデータ等の任意の報告も求められ、その量は増加の一途。二種指定設備設置事業者の負担増となっている。 ● 今後、各様式及び項目について、目的に対して有効な内容であるか、どれほどの効果が得られているか、認可制である第一種指定電気通信設備制度と比して過度でないか等を改めて検証し、効果の低い又は過度な項目は、廃止又は簡素化について議論することを要望。 ● 特に、将来原価接続料算定に係る様式について見直しを検討すべき。 	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 昨今、第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式追加に加え、更に様式にはない詳細なデータ等の任意での報告も求められ、その量は増加の一途をたどっています。具体</p>		<p>○ 今般の電気通信事業法施行規則の様式に係る改正は、接続料の算定根拠として、将来原価方式による接続料算定に必要な原</p>	<p>無</p>

<p>的には直近3年間の第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式だけでも10を超える項目の追加・変更がなされ、第二種指定電気通信設備設置事業者の負担増となっています。</p> <p>○ つきましては、今後、各様式及び項目において、報告の目的に対して、報告データが分析や検証に資する有効な内容であるか、分析によりどれほどの効果が得られているか、及び認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して過度な報告内容となっていないか等を改めて検証し、効果の低いあるいは過度な項目に関しては報告項目の廃止又は簡素化について議論いただくことを要望します。</p> <p>○ 特に、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料算定に係る様式については、</p> <p>① 第一種指定電気通信設備の将来原価接続料は数年に一度複数年度の予測値を設定する一方、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料は毎年複数年度の予測値を設定することに加え、予測値設定における「基礎的なものの具体的な値」や、予測値と予測値の乖離の要因、予測値と実績値の乖離の要因等、第一種指定電気通信設備の将来原価接続料認可申請時には求められず、開示もされない粒度での詳細な項目の報告も求められることは、認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して明らかに過剰であること</p> <p>② 将来原価方式により算定を実施するデー</p>		<p>価、利潤及び需要の予測値の精緻化のため必要な記載を求めているものであり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を適切に実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提出を求めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ 今後の様式及び項目の廃止及び簡素化に係る御意見については、引き続き総務省において接続料の算定根拠の検証を実施し、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上について検討を行う際に参考とすることが適当と考えます。</p>
--	--	---

<p>タ伝送交換機能の接続料は既に大幅に低廉化し、更に低廉化傾向も継続している中、予測値と予測値、予測値と実績値の乖離が発生したとしても、その乖離が与えるMVNO殿の予見性確保への影響は極めて限定的と考えられること</p> <p>から、以下の見直しを検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第17の4の2における「基礎的なものの具体的な値」の項目自体を廃止する、又は増減要因の見込みに関する補足説明の割愛を許容する ・ 研究会第6次報告書において、MVNOに対し積極的に乖離が生じた理由の通知を求められていることも踏まえ、様式第17の4の9における「乖離が生じた理由」の項目自体を廃止する <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
---	--	--	--

固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の検証によりメタルIP通話卸の適正性等の確保について一定の確認ができたため、優先接続機能の廃止に異論ない。 ● メタルIP通話卸には接続による代替性がないため、適正かつ公平な卸料金・提供条件の検証を継続する必要がある、今後は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行うべき。 ● メタルIP通話卸では光回線における通話サービス提供ができない一方で、NTT東日本・西日本においては、一部エリアにおいて、メタル回線の老朽化、故障等により光回線電話への切替えを進めており、光回線電話に切り替えた場合、接続事業者は顧客基盤を失うこととなる。現時点でNTT東日本・西日本より光回線電話の提供条件が明確に示されておらず、回線数規模や今後の計画等が把握できない中、利用者料金面でも、接続事業者が光回線電話と同等のサービスを提供することは困難。 ● 光回線電話が接続事業者の認識できない状況下で拡大していくことは公正競争の観点から懸念があるため、NTT東日本・西日本は <ol style="list-style-type: none"> ① 光回線電話の提供条件、回線数及び今後の切替計画と切替回線数 ② メタル回線の撤去計画 について明確にすべき。 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「接続」としてマイラインを継続する案も含めて議論を行った結果、メタルIP通話卸をマイラインの代替とする旨を関係事業者間で合意した上で、提供条件についても合意されている。また、今般、総務省による検証が行われた。こうした経緯を踏まえると、卸料金の大幅な値上げ等の特段の状況変化がない限り、当該ガイドラインに沿った検証を行う必要はない。 ● メタルサービスの維持限界に向けた移行計画等は現時点では未定。光回線電話の導入は、今後もコスト効率化を進めていく観点から必要であると考えており、意見を踏まえ、情報等の開示について検討する考え。 ● 音声市場では、メタルサービスの代替サービスとして、モバイルを活用したものを始めとする様々なサービスがメタルサービスと同等以下の料金かつOAB-J番号も利用できる形態で、現に全国で広く提供されていること等に鑑みれば、「4年前ルール」にメタル回線を用いた音声サービスを追加する必要はない。 ● 当社としては、ユーザの円滑な移行に係る要望を伺いながら、今後のメタル回線の扱い等について検討する考え。 	<p>考え方6</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 特にメタル回線の撤去計画については、メタル回線が2035年に維持限界を迎えると見込まれるところ、メタル回線の廃止は接続事業者の事業計画にも多大な影響があることから、NTT東日本・西日本において速やかに情報提供がされるべき。 ● メタル回線の撤去については、「4年前ルール」が規定され、撤去時には光回線を用いたDSLサービスの代替サービスの提供を可能とするとされ、4年前周知の例外として、DSLサービスに係る代替サービスを既に提供可能としている場合が規定。接続事業者において代替サービスが提供可能かについては、光回線の有無だけではなく、付随する音声・データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、接続約款でその旨規定すべき。 			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省殿の検証によりマイラインサービス（以下「マイライン」という。）の代替サービスとされる、メタルIP電話の通話サービス卸（以下「通話サービス卸」という。）の適正性、透明性、公平性の確保について一定の確認ができたため、マイラインの実現機能である優先接続機能の廃止を行うことについては異論ありません。 ○ しかしながら、マイライン廃止後は通話サービス卸に関して接続による代替性はない（00XY選択中継は利用者が00XYをダイヤルするため代替性はない）ため、通話サービス卸の適正かつ公平な提供料金（卸料金）及び提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通話サービス卸は、「接続」としてマイラインを継続する案も含め、事業者間で議論を行った結果、実現のために多額の追加コストを要すると見込まれた「接続」ではなく、比較的 low コストで実現可能と見込まれた「通話サービス卸」をマイラインの代替機能とする旨を関係事業者間で合意した上で、当社が提示した提供条件でもって、ご利用いただくことが事業者間で合意されているものと認識しています。 ○ 加えて、今般の優先接続機能の削除にあたり、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性を確保することが課題として認識されたことを踏まえ、総務省 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見については、優先接続機能の廃止について賛同の御意見として承ります。 ○ その他の意見及び再意見については、総務省において今後検討することが適当と考えます。 ○ この点、当審議会としては、現段階においては、メタルIP電話通話卸の卸先事業者から適正性確保を求める意見が相当数寄せられているような状況にはないと承知しており、また、メタルIP通話卸が「固定電話網の円滑な移行の 	<p>無</p>

<p>条件について、今回の検証のみで終わらせることなく継続して維持していく必要があります。そのために、今後は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行うべきと考えます。</p> <p>○ また、提供可能な電話回線種別について、現状、通話サービス卸ではマイライン同様にメタル回線における提供のみとなり光回線における提供はできませんが、NTT東西殿では一部メタル回線提供エリアにおいて、提供メタル回線の老朽化、故障等により特定地域向け音声利用IP通信網サービス(以下「光回線電話」という。)への切替えを進めています。光回線電話に切替えた場合、接続事業者は利用者とのマイライン契約が無くなり顧客基盤(タッチポイント)を失うこととなります。加えて、現時点でNTT東西殿より光回線電話の提供条件が明確に示されたものはなく、接続事業者はNTT東西殿が実施している光回線電話の回線数規模や今後の切替計画と切替回線数の把握ができておりません。利用者料金面においても、接続事業者がNTT東西殿からアクセス回線提供を受け光回線電話と同等のサービスを提供することは困難です。</p> <p>○ 上記を踏まえると、光回線電話が接続事業者の認識できない状況下で拡大していくことは公正競争の観点から懸念があるため、NTT東西殿は以下について明確にすべきと考えます。</p> <p>① 光回線電話の提供条件、回線数及び</p>	<p>殿による検証が行われ、「マイライン廃止時点(令和6年1月)においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる」とする整理が図られたものと理解しています。</p> <p>○ こうした経緯を踏まえると、卸料金の大幅な値上げ等、特段の状況変化がない限り、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行う必要は無いと考えます。</p> <p>○ ソフトバンク殿のご指摘のとおり、光回線電話については、固定電話の提供にあたり、メタルケーブルを敷設して提供するよりも、光ファイバを敷設して提供の方が経済的である場合や、メタル設備を維持することが著しく不経済である場合に提供することとしています。</p> <p>○ なお、メタルサービスの維持限界に向けた移行計画等は、現時点では未定です。また、光回線電話の導入は、今後もコスト効率化を進めていく観点から必要であると考えており、いただいたご意見を踏まえ、光回線電話の実績回線数に係る情報等の開示について検討させていただく考えです。</p> <p>○ 音声市場においては、メタル回線を用いた音声サービスの代替サービスとして、モバイルを活用した音声サービス(ソフトバンク殿が提供される「おうちのでんわ」を含む)を始めとする様々な音声サービスが、メタル回線を用いた音声サービスと同等以下の料金、かつ、OAB～J番号も利用できる形態で、現に全国で広く提供</p>	<p>在り方 二次答申」(平成29年9月27日情報通信審議会答申。以下「平成29年答申」という。)の考え方を踏まえ、顧客基盤(タッチポイント)を確保するなどの観点から提供されているものであるという経緯を踏まえても、現段階において直ちに検証の対象とすべき状況にはないと考えます。</p> <p>○ しかしながら、意見後段で指摘されているとおり、一部地域において光回線電話の導入に伴い、NTT東日本・西日本によってメタル回線の再敷設が行われていない現状にあるところ、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けることも踏まえ、総務省においては、今後のメタル回線の在り方等を踏まえた検討が、必要に応じて行われることが適切と考えます。</p> <p>○ また、いわゆる「4年前ルール」が直収電話に利用されるメタル回線にも適用されているのは、平成29年答申を踏まえ、事業者の事業判断を促す観点等から、接続による直収電話を提供する事業者やその利用者の予見性を高めるためであると承知しており、当</p>
--	--	---

<p>今後の切替計画と切替回線数</p> <p>② メタル回線の撤去計画の提示</p> <p>○ 特に②については、メタル回線が2035年に維持限界を迎えることが見込まれていますが、当該期限までの段階的な廃止計画は示されていません。メタル回線の廃止は接続事業者の事業計画にも多大な影響があることから、NTT東西殿において速やかに情報提供がされるべきと考えます。</p> <p>○ 加えて、メタル回線の撤去については、NTT東西殿の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、「接続約款」という。)の第61条第3項にて、接続事業者への周知について定められているところ、以下の観点から議論が必要と考えます。</p> <p>○ 現状NTT東西殿の接続約款第61条第3項において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、撤去開始の原則4年前までにその情報を協定事業者提供するもの(以下、「4年前周知」という。)とし、NTT東西殿がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限る。)を使用した新たな代替サービス等(以下、「代替サービス」という。)を協定事業者が即座に提供することを可能とする旨規定されています。また、4年前周知の例外が適用される一つのケースとして</p>	<p>されていること等に鑑みれば、接続約款第61条第3項の対象として、メタル回線を用いた音声サービスを追加する必要はないものと考えます。</p> <p>○ なお、当社としては、ユーザの円滑な移行に係る事業者様のご要望をお伺いしながら、今後のメタル回線の扱い等について検討させていただく考えです。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>該ルールにおける「代替サービス」の考え方については、その趣旨を踏まえ、NTT東日本・西日本において接続事業者と十分協議した上で適切に運用・対応する必要があると考えます。</p> <p>○ その上で、同様に、予見可能性を確保する趣旨から、「光回線電話」の提供に関しては、メタル回線に係るNTT東日本・西日本の設備効率化の取組を抑止することとならないよう留意しつつ、今後の具体的な提供規模の予見に資する情報等について、適切な情報開示が行われることが適当と考えます。</p>
--	--	---

<p>は、「代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者提供している場合」が規定されています。</p> <p>○ メタル回線の撤去は、接続事業者において当該利用者へのサービス提供可否にも関わるものであることから、例外規定における「代替サービス」が提供可能かについては、メタル回線に替わる光回線の有無のみではなく、付随する音声/データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で接続事業者が同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、NTT東西殿の接続約款にてその旨規定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見7</p> <p>● メタルIP通話卸の提供条件について、総務省において検証が行われ、結果が公表されたことは適当。</p>	再意見7	考え方7	
<p>○ 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申(平成29年9月27日)の考え方を踏まえ、今般、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか総務省において検証が行われ、検証結果が公表されたことは適当と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		○ 賛同の御意見として承ります。	無

<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本改正案に賛同。 ● 今後も、需要縮小等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的にも利用意向がないことを確認できた機能は、法定機能から削除することを要望。 	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正案に賛同致します。 ○ 今後もこれらの機能と同様に、需要縮小等の状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者様のご利用がなく、将来的にも利用意向がないことを確認できた機能については、法定機能から削除いただきたいと思います。 <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 法定機能については、それぞれ審議会等での十分な議論を踏まえアンバンドルされたものであり、総務省においてその解除を検討する際には、アンバンドルまでの議論の経緯やその後の利用動向・今後の利用見込み等を勘案し、アンバンドルの意義が失われたと考えられる場合には解除することとすべきと考えます。 	<p>無</p>
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準的接続箇所の削除に賛同。 ● FTTRの利用のための情報開示手続も不要になるので、情報開示告示からの当該手続の削除の検討を要望。 	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指摘されている手続は、FTTRの利用のためだけでなく、柱上でコロケーションを行う場合にも有益な情報として追加されたと理解。FTTRの廃止に伴い削除されるべきものではなく、柱上コロケーションが制度上存続する限りは情報の開示を継続すべき。 	<p>考え方9</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正案に賛同致します。 ○ 本改正案によって、接続事業者がドライックパのサブアンバンドルを利用するための「き線点や下部回線に係る情報の開示手続き」も不要となると考えます。(なお、当該手続きについ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成十三年総務省告示第三百九十五号(電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件)(以下、「一種情報開示告示」といいます。)第二条第三号に規定されるイ～ニの情報(以下、「き 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見のあった情報開示告示の規定については、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を 	<p>無</p>

<p>て平成 23 年度末以降、接続事業者の利用実績はありません。)つきましては、情報開示告示から削除いただくことも合わせてご検討いただきたいと考えます。(該当箇所は、以下のとおりです)</p>	<p>線点や下部回線に係る情報」といいます。)は接続事業者がドライカップのサブアンバンドルを利用するためのみに活用される情報ではなく、接続事業者が柱上でコロケーションを行う場合に有益な情報として、2007年に一種情報開示告示に追加されたものと理解しています。</p> <p>○ したがいまして、ドライカップのサブアンバンドルが廃止されたことをもって削除されるべき性質のものではなく、柱上コロケーションが制度上存続する限りは、「一種情報開示告示」の第二条第三号に規定される「き線点や下部回線に係る情報」の開示を継続すべきと考えます。</p>	<p>踏まえて、FTTRに係るものを含め、電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報の開示を受けるための手続として整備されたものと承知しています。</p> <p>○ 本規定については、意見において指摘されているとおり、接続事業者による利用実績が直近ないことも勘案し、総務省においてその必要性を踏まえて改正の要否を検討することが適切と考えます。</p>
<p>【一種情報開示告示】 ※該当箇所:太字下線</p> <p>電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第三項の規定に基づき、他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項及び他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示に関する事項について、次のように告示する。</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の四第二項第二号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電柱の詳細状況に関する次の情報</p> <p><u>イ き線点の位置情報(き線点の位置座標及び電柱番号並びに当該き線点のカバーエリア)</u></p> <p><u>ロ 収容局からき線点までの電気信号用の伝送路設備に係る換算線路長</u></p> <p><u>ハ き線点における電気信号用の伝送路設備に係る端子かん内の空き場所の有無</u></p> <p><u>ニ 他事業者が接続に必要な装置を設置するために利用する電柱が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の所有に係る電柱又はそれ以外の者の所有に係る電柱であるかの別を判別できない場合における当該別</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(ソフトバンク株式会社)</p>	
<p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>

<p>● 優先接続機能について、固定電話発のIP網への移行に合わせて廃止されることに異論はないが、施行日までにIP網への移行が間に合わない可能性も否定しきれないため、余裕を持った施行日とする等のほか、間に合わない場合は施行日を変更することも事前に想定すべき。</p>			
<p>○ 前述^(注:意見6)のとおり優先接続機能について、令和6年1月以降に予定されているNTT東西殿の固定電話(加入電話・INSネット)発のIP網への移行に合わせて廃止されることに異論はありません。</p> <p>○ しかしながら、規模が大きいNTT東西殿の固定電話発に関するIP網への移行途中に想定し得ないトラブルが発生しその対処に時間を要した場合、優先接続機能の廃止に関する施行日である令和6年3月1日までにIP網への移行が間に合わない可能性も否定しきれません。その場合、利用者は現状と同じSTM-POIを経由した通話を継続することとなる一方で、マイラインが利用できず不利益が生じることになります。</p> <p>○ このため優先接続機能の廃止の施行日については、余裕を持った日程とするなどのほか、間に合わない場合は施行日を変更することも事前に想定しておくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		<p>○ まずは、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、令和6年1月に迫ったメタルIP電話へのサービス移行に向けて、移行工程を着実かつ遅滞なく進めていくことが重要と考えます。</p> <p>○ しかしながら、万が一、その予定の遅延が生じるおそれが高まった場合には、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、リカバリのためのプランを策定した上で、総務省においても制度上必要な対応を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見11</p> <p>● 接続会計報告書等の公表方法等の見直しに賛同。NTT東日本・西日本においては、接続会計報告書等以外にも、基礎的電気通信役務収支表及び電気通信事業会計の財務諸表について、インターネットでの公表に加えて営業所等に備え置いているが、その義務の廃止を要望。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 本改正案に賛同いたします。</p> <p>○ 本改正案において、接続会計報告書等については、直近の数年で閲覧に関する問い合わせがないことを踏まえ、営業所に備え置く義務が廃止され、インターネットを利用した公表義務のみに見直されることと認識しております。</p> <p>○ 当社においては、接続会計報告書等以外にも、基礎的電気通信役務収支表及び電気通信事業会計規則第 18 条に規定されている財務諸表について、インターネットでの公表に加えて営業所その他の事業所に備え置いておりますが、近年閲覧に関する問い合わせの実績がない点等を踏まえると、インターネットでの公表で必要かつ十分であると考えており、営業所に備え置く義務は廃止いただきたいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 基礎的電気通信役務制度及び電気通信事業会計制度における公表等の方法については、それぞれの公表の趣旨等を踏まえ、総務省において、必要に応じ見直しの要否について検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正について (「接続料の算定等に関する研究会」の議論等を踏まえた規定整備)

令和5年9月19日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会において第七次報告書が取りまとめられた(令和5年9月6日(水)公表)ところ、同報告書の内容を踏まえて接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の改正案を作成した。

主な改正事項

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の内容を踏まえた規定の整備

- (1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し 1
【第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正】
- (2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し 4
【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)及び第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。)一部改正並びにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定、令和5年4月最終改定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定(一部諮問対象外)】

接続制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備

- (3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し 8
【施行規則、一種接続料規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)及び電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成13年総務省告示第243号。以下「一種指定告示」という。)等の一部改正(一部諮問対象外)】
- (4) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し 20
【施行規則、一種接続会計規則及び二種接続会計規則の一部改正】
- (5) その他所要の規定整備 【施行規則等の一部改正】 21

- 研究会では、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の改定に向けて、第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法について議論を行い、次の結論を得た(研究会第七次報告書第7章)。
 - ① β値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当。
 - ② 主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当。
- ①については、省令の改正を要さないため、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等(令和5年5月26日諮問、令和5年7月21日答申・同日認可)において反映した。②についても、速やかに反映するために同改定において3条許可(※1)により反映したが、今般、一種接続料規則を改正することにより、研究会の結論を省令上の適正利潤の算定方法に反映する。

(※1) 第一種指定電気通信設備の接続料は一種接続料規則に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、特別の理由がある場合には、一種接続料規則第3条ただし書きの規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能。

省令改正案【一種接続料規則】

(自己資本費用)

第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

規定の趣旨

- ・ これまで、期待自己資本利益率の算定に用いる主要企業自己資本利益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋及び福岡)の上場企業の実績財務データにより算定していたが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きな変動が生じていた。
- ・ 研究会の結論を踏まえ、主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、第二種指定電気通信設備の接続料算定においても用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」(計測期間:1952年から))を使用する。
- ・ 同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含むところ、他産業の主要企業を参照することとされている現行の主要企業自己資本利益率に係る規定を見直す。

(参考)適正利潤の算定方法

- 報酬(適正な利潤)は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned} & \text{他人資本費用 (第11条)} = \text{レートベース (設備毎の正味固定資産価額から算定)} \times \text{他人資本比率 (全社の資本構成比率から算定)} \times \text{他人資本利子率} \\ & + \\ & \text{自己資本費用 (第12条)} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ & + \\ & \text{利益対応税 (第13条)} = \text{レートベース} \times \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ + \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \times \text{利益対応税率 (法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)} \end{aligned}$$

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

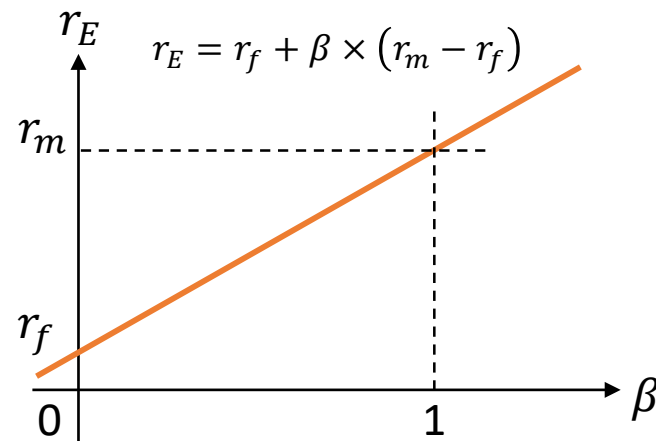
期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{主要企業の平均自己資本利益率}$$

(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0) (イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社のデータ)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率(右図の r_E)は、市場自己資本利益率(右図の r_m)とリスクフリーレート(右図の r_f)をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。



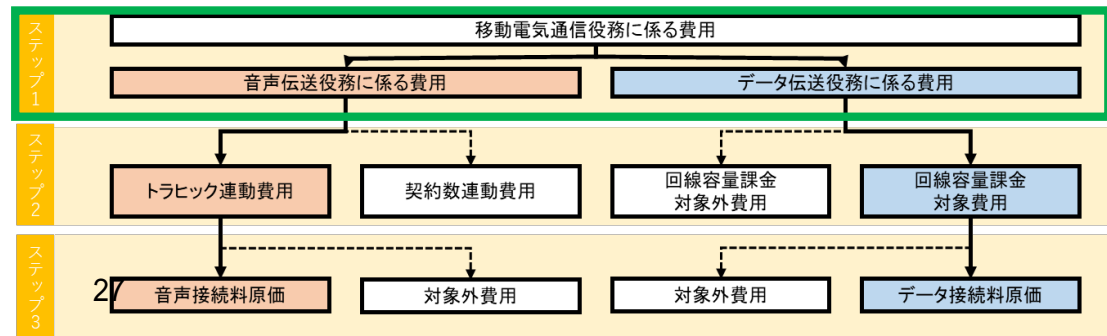
※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書26議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

- 第二種指定電気通信設備の接続料は、二種接続会計規則により整理される接続会計等を基礎として算定され、接続約款の届出に当たり添付される算出根拠は施行規則に様式が規定されている。接続料の適正性について、毎年度、算定根拠を基に総務省で検証を実施し、その結果を踏まえ、研究会において算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けた検討を実施。
- 研究会第七次報告書において提言のあった以下の2点について、施行規則の様式、二種接続会計規則及びMVNOガイドラインを改正することにより、接続料算定の精緻化及び適正性の更なる向上を図る。
 - ① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加
 - (原価抽出ステップ1の配賦に用いる) 固定資産価額比の算出プロセスの検証可能化
 - (原価の大宗を占める) 減価償却費及び施設保全費について、原価抽出ステップ1の算出プロセスの検証可能化
 - ② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加
 - 見込みの具体的かつ細かな粒度での提示、見込みと予測値設定との間の因果関係の明確化
 - 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析結果の次期予測値算定への反映

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

原価抽出プロセスの概要

- 音声/データ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される。
- ステップ1については、二種接続会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。



- ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用及び③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
- 固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産及び③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出することとされている。

◆ 二種接続会計規則別表第三(抜粋)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

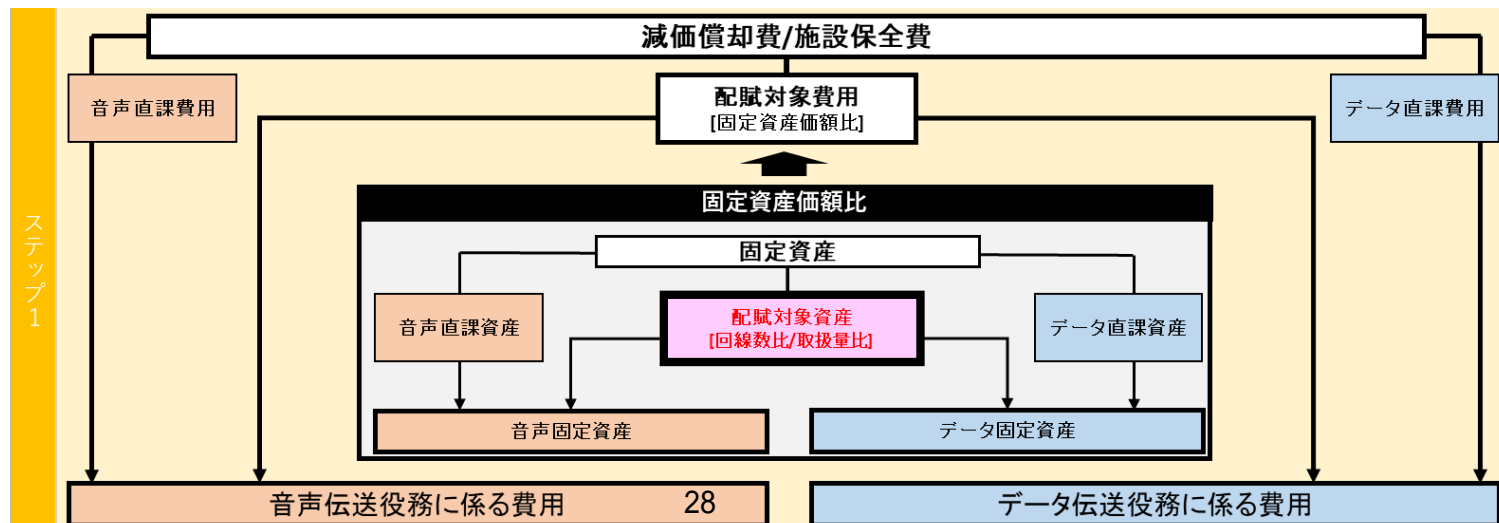
(2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

施設保全費 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比

減価償却費 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比

(3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

- 直課/配賦については、固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦について区別して議論することが必要。



(研究会(第73回)資料より抜粋)

① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案【二種接続会計規則】

(個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第5条 事業者は、別表第一による個別注記表、(略)並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び(略)を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。

別表第五 役務別固定資産整理表の様式(第5条及び第10条関係)【新設】

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	
電気通信事業固定資産(帳簿価額)							
有形固定資産	機械設備						
	(略)						
	有形固定資産合計						
	無形固定資産合計						
電気通信事業固定資産合計							

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額(単位:円)	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産				
機械設備				
	(略)			
無形固定資産				

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額(単位:円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
機械設備					29
	(略)				
無形固定資産					

規定の趣旨

- 原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費における音声伝送役務/データ伝送役務間の配賦基準となる**固定資産価額比**について、その算出プロセスを総務省において検証可能とするため、
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に直課/配賦している**固定資産価額の総額**(様式第1)
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に直課している**主要な固定資産の項目、価額及び直課とする理由**(様式第2)
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で配賦している**主要な固定資産の項目、価額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**(様式第3)
- について、固定資産区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加(別表第五)。
- 減価償却費及び施設保全費の音声伝送役務/データ伝送役務間での配分についても、**原価抽出ステップ1の算出プロセス**を総務省において検証可能とするため、
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に係る**直課/配賦している費用の総額**
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に直課している**主要な費用の項目、額及び直課とする理由**
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で配賦している**主要な費用の項目、額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**
- について、費用区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加(別表第六として別表第五と同様の様式を新設)。
- ただし、**音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者**については、全ての固定資産及び費用が提供している役務に直課されることが明白であるため、**別表第五及び別表第六による書類を作成しないことができる旨を規定**。

① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案【二種接続会計規則】

(接続会計報告書等の公表)

第10条 (略)

2 (略)

3【新設】 前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を公表しないことができる。

規定の趣旨

- ・ 現行の規定では、接続会計報告書及び配賦整理書は全て公表することとしている(第10条第1項)が、今般追加する別表第5及び別表第6により作成される書類には二種指定設備設置事業者の経営上の機密情報を含む可能性があるため、公表しないことができる旨を規定(第10条第3項)。

② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加(諮問対象外)

省令改正案【施行規則】

様式第17の4の2 2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値
(費用区分略)															
合計															
費用区分	予測値の具体的な計算式等						基礎的なものの具体的な値								
(費用区分略)															

(注1~8 略)

9【新設】 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。(略)

(記載例)

…の取組により…に係る費用の低減を見込む。

(910 略)

11【新設】 様式第17の4の9表1(略)及び表2(略)について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄に記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。(略)

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、…の傾向を踏まえ、…に係る費用の低減を見込む。

規定の趣旨

- ・ 将来原価方式による接続料算定に必要な原価の予測値の精緻化のため、原価の算出に係る様式において、
 - ✓ 予測値算定のための計算式や具体的な値の設定における見込みの考え方について、費用区分ごとに細かな粒度での記載を求めるとともに、見込みと予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
 - ✓ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析の結果を予測値に反映することを求めるとともに、分析結果と予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
- ・ 同様の規定を、利潤及び需要の算出に係る様式(様式第17の4の4及び様式第17の4の6)にも追加。
- ・ MVNOガイドラインにも対応する記載を追加。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

① 優先接続機能(マイライン)の廃止

- マイラインはNTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス(平成13年に導入)。
- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年3月28日一次答申、9月27日二次答申)の考え方を踏まえ、固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替(令和6年1月)時に、マイラインは廃止される(※1)。
- マイラインを実現するための機能として、一種接続料規則において「優先接続機能」が設定されているところ、マイライン廃止後の令和6年3月に、当該機能を法定機能(※2)から削除する。

(※1) 二次答申においては、これまでマイラインにより担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となると整理されている。

(※2) 第一種指定電気通信設備制度においては、総務省令で定める機能(法定機能)の単位で接続料を設定することとされている。法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備	
(略)			
二 端 末 系 交 換 機 能	(略)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)	
	優先 接続 機能		電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
	(略)		
(略)			

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の加入者交換機等における端末系交換機能のうち「優先接続機能」を法定機能から削除し、当該機能に係る接続料の設定義務を解除。

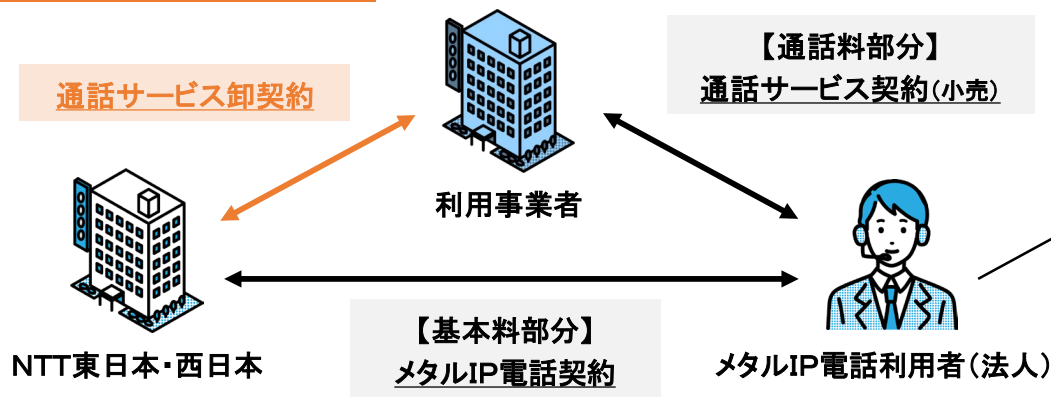
(※3) 当該機能は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第16条に基づく東西均一接続料の対象とされてきたところ、東西均一接続料関係省令において所要の措置を講じる。

- ✓ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成15年総務省令第119号)第3条(諮問対象外)
- ✓ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項

(※4) 削除に伴い、当該機能に係る接続料の設定方法に関する規定を削除(一種接続料規則第15条の一部改正)。

- マイライン廃止後は、各事業者がマイラインにおいて有していた顧客基盤(タッチポイント)を確保するなどの観点から、NTT東日本・西日本から、希望する他事業者に対し「メタルIP電話の通話サービス卸」(以下「メタルIP通話卸」という。)が代替として提供される。
- 事業者間協議を踏まえて提供条件等が決定され、マイライン提供事業者のうち2社(KDDI及びソフトバンク。令和5年8月現在のマイライン提供事業者はNTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、アルテリア・ネットワークスの7社。)において、法人のマイライン利用者向けにメタルIP通話卸によるサービスを開始する。(それ以外の利用者については一律でNTT東日本・西日本の通話サービスに移行)
- メタルIP通話卸については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申において、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか、総務省において提供条件について検証を行うこととされている。

メタルIP通話卸の提供形態の概要



【マイラインからの移行方法】

- ・ 法人利用者の移行先サービスは、令和5年6月末時点のマイライン登録状況に基づき決定。
- ・ 令和5年6月まで、マイライン利用者に対し、マイライン事業者協議会より、①マイラインが終了する旨及び②その時点での登録状況に基づく移行先サービス(予定)を周知済。
- ・ 周知を踏まえ、法人利用者は期限までにマイラインの登録を変更することにより、移行先サービスを変更することも可能。

○ 固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申 ～最終形に向けた円滑な移行の在り方～(平成29年9月27日情報通信審議会答申)

5.3 マイライン機能の扱い 5.3.2 具体的方向性(考え方)

他方で、案①(注:マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案)を採用するとした場合、現在のマイライン利用者への電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響されることとなる点に留意する必要がある。

実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。

これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を³²、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当と考えられる。

- 今般の優先接続機能の削除に際し、総務省において検証を行ったところ、結果は次のとおり。

提供条件

卸役務の内容

- ・ NTT東日本・西日本のメタルIP電話の利用者向けの通話サービス(※1)

- ・ 一部呼種(0AB0、緊急通報、117・177以外の1XY)を除く(※2)。

(※1) マイラインで設定されていた区分毎に卸役務を提供(4区分卸)するのではなく、通話区分を問わず一括で卸役務を提供する(1区分卸)。

(※2) 対象呼種はマイラインと比較して拡大(0A0(携帯電話)着、#ABCD、117等が追加)。

卸料金、工事費・手続費

- ・ 卸料金:利用者料金(通話料)に一定の割合()を乗じた額に回線単位料金(円/月)を加えた額。

- ・ 工事費:設定しない(不要)。

- ・ 手続費:一括移行(令和6年1月)時には手続費は設定しない(不要)。その後の新規申込み(東西間移転を含む)・卸先事業者変更等の際には、 円/回線。

その他の主要な提供条件

- ・ 提供開始時期:令和6年1月1日(月)(※3)

- ・ 提供地域:全国(NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)

- ・ 卸元事業者が卸先事業者に設定するインセンティブ等:なし

- ・ 卸元・卸先の責任分担:利用者対応、個人情報等の取扱い等を規定

- ・ 電気通信回線設備の使用の態様に関する制限、技術的事項:なし

- ・ 受付方法・料金請求方法等の運用については、利用事業者2社との協議を踏まえて決定した内容を提供条件に反映(※4)。

- ・ その他の主要な提供条件については、NTT東日本・西日本のメタルIP電話の通話サービス(小売)と同一。

(※3) NTT東日本・西日本及び利用事業者2社においては、既にも上記提供条件において卸電気通信役務提供契約を締結済み。

(※4) 利用者に対する料金請求が利用の翌々月となる(マイラインでは翌月)等。

検証結果

(A)透明性

- ・ 提供条件の案が全てのマイライン事業者(平成29年度時点)に対して公表された上で、二次答申の考え方を踏まえた事業者間協議での議論を経て決定(※5)。

(※5) マイライン事業者協議会「マイライン会合」(平成29年11月21日)において案を公表。その後議論が行われ、同会合(令和元年12月10日)において主要な提供条件について合意。その後、NTT東日本・西日本と利用事業者2社間の会合において詳細な提供条件について合意。

- ・ 今次検証で、非公表とすべき理由が認められる部分を除いて主要な提供条件が公表されている。

(B)適正性

- ・ 卸料金は、NTT東日本・西日本の利用者料金との関係で、スタックテストにおける営業費相当額の基準値との関係で問題が認められない水準で設定されており、手続費については、現行のマイライン登録費(800円/回線)と比較して大きな乖離がない水準であることから、卸先事業者がマイライン代替サービスの提供に用いることができると考えられる。

- ・ また、コスト(接続料相当額)との関係は(参考)のとおりであり、卸料金として適正性を欠くものではないと考えられる。

- ・ その他の提供条件については、マイラインと比較した差異(対象呼種の拡大、請求月の差異等)はあるものの、利用者にとっての代替性に影響を及ぼすものではない点か、事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

(C)公平性

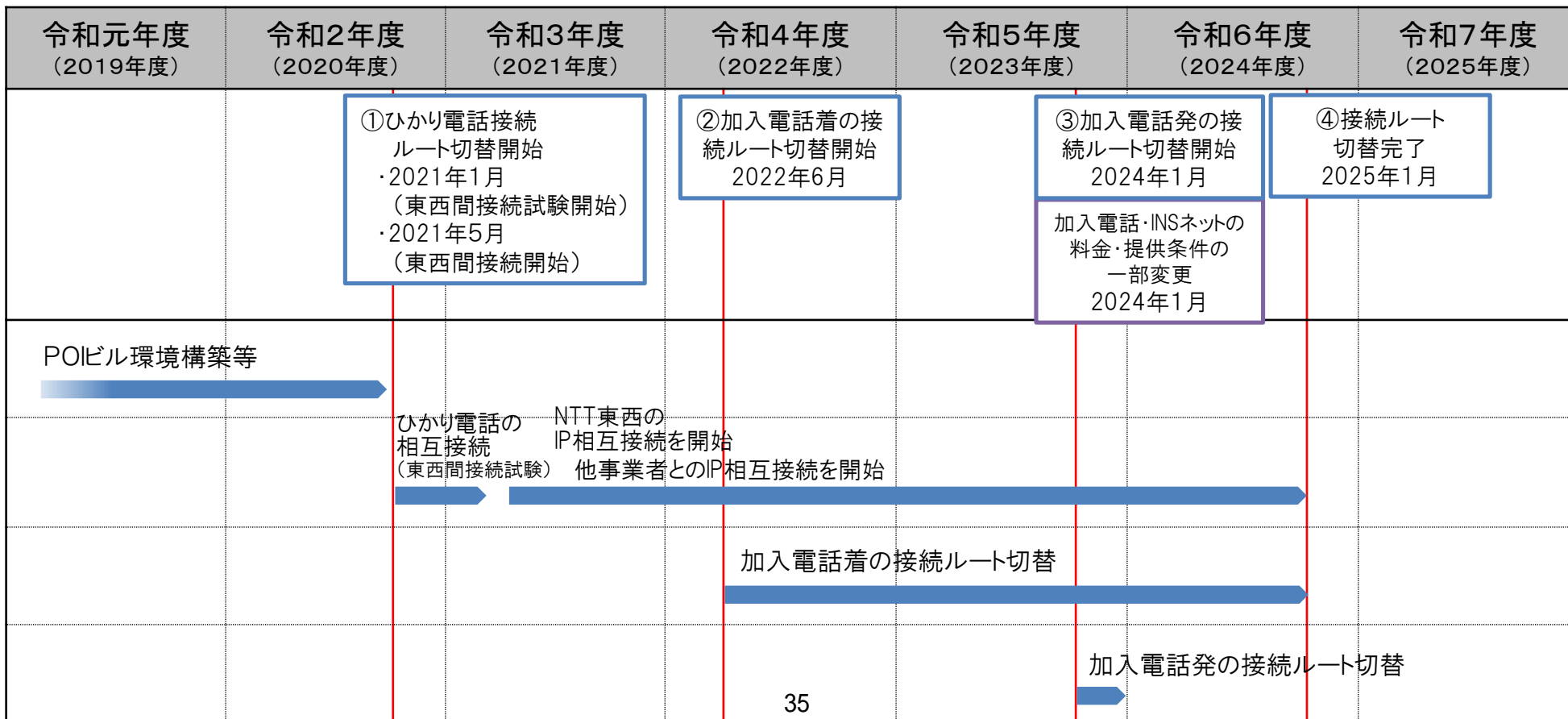
- ・ 利用事業者2社で提供条件の差異はない。

- ・ NTT東日本・西日本の通話サービス(小売)との差異は、卸提供のために必要な点又は事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

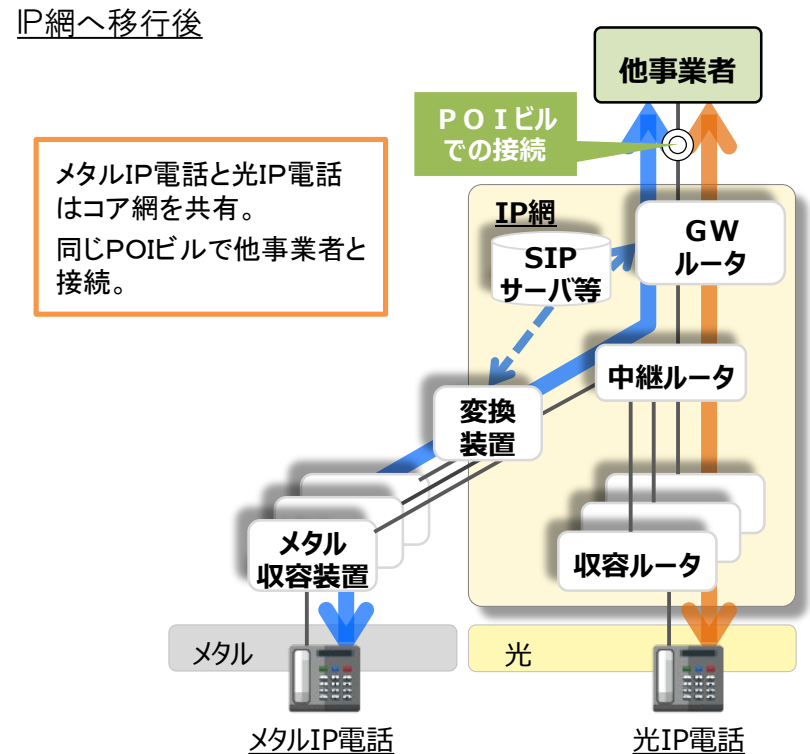
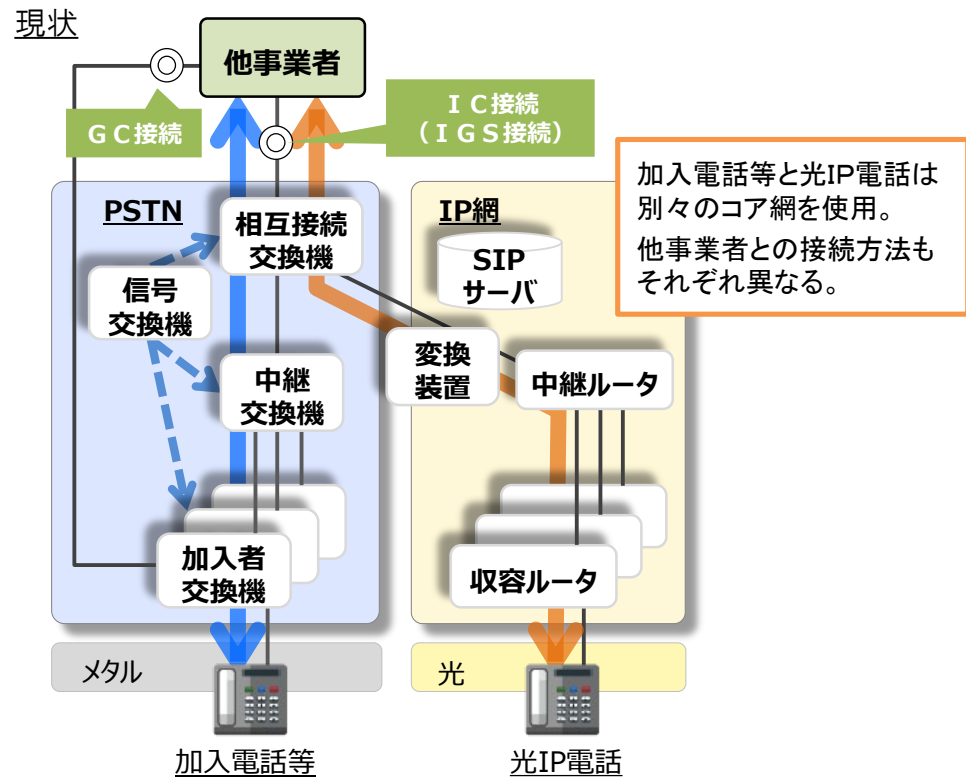
33 → マイライン廃止時点(令和6年1月)においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる。

卸料金	
接続料相当額	

- ① ひかり電話のIP相互接続は令和3年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は令和4年6月から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は令和6年1月から接続ルート切替を開始予定。
(令和6年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 令和7年1月にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル收容装置と收容ルータを通じて同一のコア網に收容され、他事業者とのPOIも同一となる。



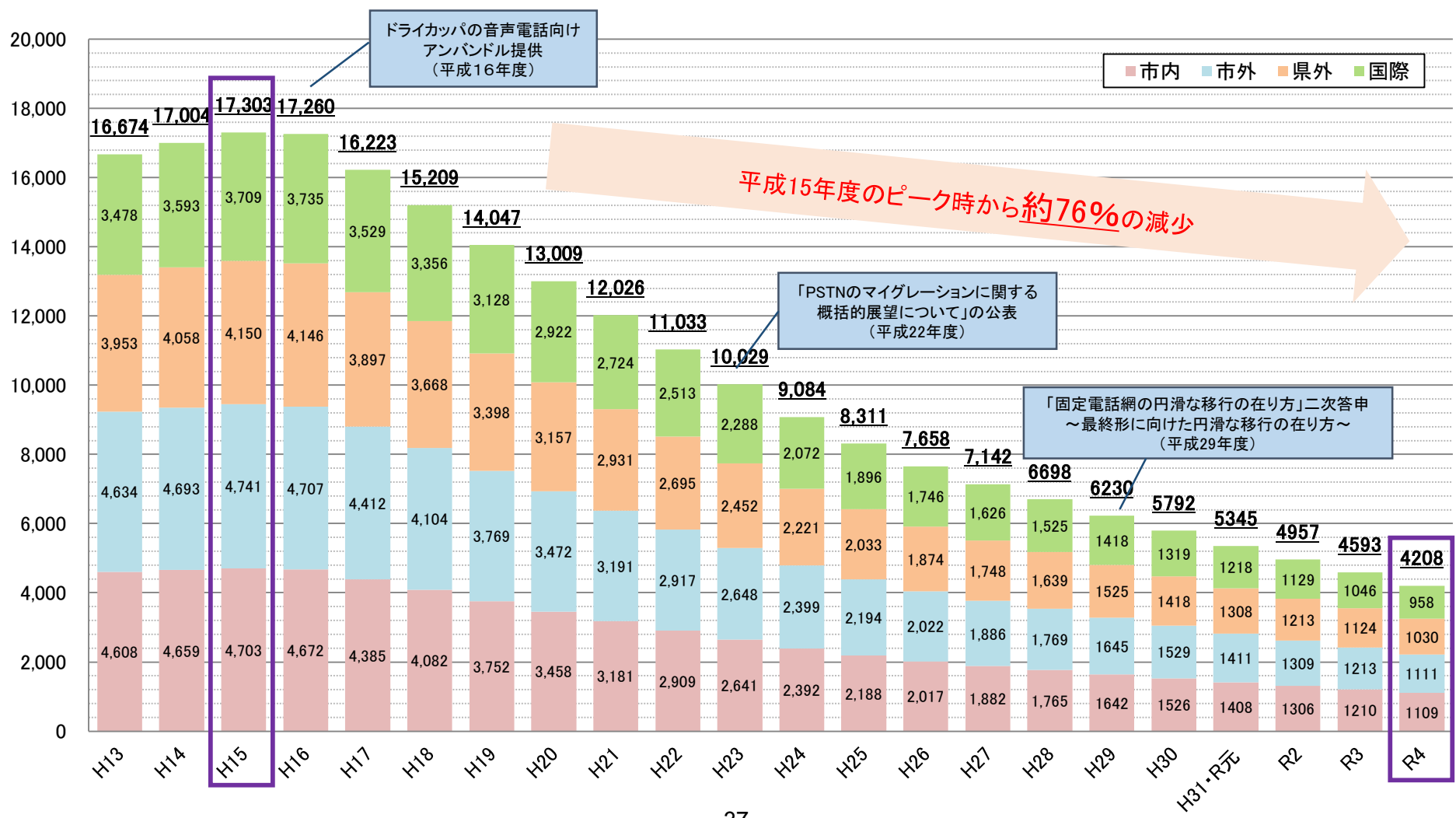
出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)
		36

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

(参考)マイライン登録数の推移

- マイラインの登録総数は、ピーク時(平成15年度)の1億7,303万件に比べて、約76%減の4,208万件。
- 各通話区分で見ると、ピーク時は、約3,700万件～約4,700万件であったが、約958万件～約1,100万件に半減。



○参加事業者(7社): NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、楽天、KDDI、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

② 利用のない機能の廃止

- 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更(令和5年1月20日諮問、3月24日答申・認可)において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、3条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等を行った。

(※1) 当該変更の際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集及び再意見募集では、当該取扱いに係る関係事業者等の意見はなかった。

- これら機能について省令上法定機能から削除するとともに、これに伴い不要となった標準的な接続箇所及び接続会計の費用区分を削除する。また、何ら法定機能が設定されないこととなるNTT東日本・西日本の「地域IP網」の交換等設備を第一種指定電気通信設備の範囲から除外する。

<廃止する機能>

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR))	FTTR方式(局舎からき線点付近(上部区間)は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線を用いる方式)によるインターネットサービスの提供のため、 <u>下部回線</u> に用いるメタル回線のみを利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成22年1月8日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者による利用は平成23年度末まで。 ・利用部門の利用なし。
折返し通信路設定機能(ISM折返し)	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置された <u>ISM交換機</u> において、データ通信に用いる回線(折返し接続回線)を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定(平成12年11月16日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者による利用は平成26年9月まで。 ・利用部門の利用あり。
特別收容ルーテ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の收容局接続)	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる <u>地域IP網</u> について、收容局の接続用装置(RAS)経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成13年4月6日)によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		<ul style="list-style-type: none"> ・アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用はなし。 ・利用部門の利用あり。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一 端末回線伝送機能	(略) 特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)
	(略)	
	(略)	
三 削除折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
	(略)	
六の二 ルーティング伝送機能	(略) 特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	(略)	

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の
 - ✓ 端末回線伝送機能のうち「**特別帯域透過端末回線伝送機能**」(ドライカップのサブアンバンドル) 及び
 - ✓ 「**折返し通信路設定機能**」(ISM折返し)
 - ✓ ルーティング伝送機能のうち「**特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能**」(地域IP網の收容局接続) **を法定機能から削除し、接続料の設定義務を解除。**

(※1) 削除に伴い、削除する法定機能の接続料の設定方法等に関する規定を削除(第17条及び第17条の2の一部改正)するとともに、法定機能の名称を整理(第4条の表の一部改正。特別帯域透過端末回線伝送機能との関係で「一般帯域透過端末回線伝送機能」と呼称していた機能(ドライカップ)について、「帯域透過端末回線伝送機能」に変更)。なお、これに伴う用語の整理を平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件)において行う(諮問対象外)。

(参考)アンバンドルの考え方

- アンバンドルは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方とされている。
- この点、これら機能を継続的にアンバンドルすることは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えるものではなく、また、少なくとも現時点においては技術的にも可能であるが、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的な利用意向がないことも確認されたことから、他事業者の要望がないものと認められ、アンバンドルを解除するものである。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 削除 第一種指定端末系伝送路設備における、**き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所**
- 三・四 (略)
- 五 削除 第一種指定市内交換局に設置されるIインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、**第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所**
- 六～十二 (略)

告示改正案【一種指定告示】

次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

- 一 (略)
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備<注:固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備(第一種指定端末系交換等設備)>(デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定の packets を識別する機能を提供しないルータ(第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。))を除く。
- 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備<注:固定端末系伝送路設備を直接収容するもの以外の交換等設備(第一種指定中継系交換等設備)>であつて、次に掲げるもの
 - イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの(ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。)
 - ロ・ハ (略)
- 四～七 (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の**標準的な接続箇所**(技術的条件を適正かつ明確に定めるべき接続箇所(法第33条第4項第1号イ))のうち、
 - ✓ 専ら接続事業者がドライカッパのサブアンバンドルを利用するために設定されていたもの(第2号)及び
 - ✓ 専ら接続事業者がISM折返しを利用するために設定されていたもの(第5号)**を削除する。**

(※1)「き線点」とは、地下ケーブルと架空ケーブルの接続点をいう。

規定の趣旨

- ・ **NTT東日本・西日本の地域IP網を構成する交換等設備は、収容局接続のアンバンドル削除により法定機能が何ら設定されなくなるほか、NTT東日本・西日本の利用部門による利用についても「フレッツ・ADSL」及び「フレッツ・ISDN」の提供終了が公表(※2、3)されるなど、他事業者の事業展開・利用者利便の確保の観点から不可欠とは考えられない。**

- ・ よつて、第一種指定電気通信設備の範囲から、**地域IP網を構成する交換等設備、すなわち改正前的一种接続料規則における「特別第一種指定ルータ」(※4)を除外する**(地域IP網を構成する伝送路設備については全てNGN等と共用されており、指定を解除しない。)

(※2) フレッツ・ADSLは令和5年7月31日新規申込受付終了、令和8年7月31日提供終了。「『フレッツ・ADSL』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年4月21日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※3) フレッツ・ISDNは令和6年度末新規申込受付終了、令和8年1月31日提供終了。「『フレッツ・ISDN』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年7月28日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※4) 併せて、一種接続料規則から特別第一種指定ルータ等の定義を削除(一種接続料規則第2条第2項第7号及び第8号)。

省令改正案【一種接続会計規則】

別表第2〔第6条・第8条〕 接続会計財務諸表様式
様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	(略)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	番号案内データベース及び番号案内設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	(略)	(略)
	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	(略)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	番号案内データベース及び番号案内設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	(略)	(略)
(資産区分略)												

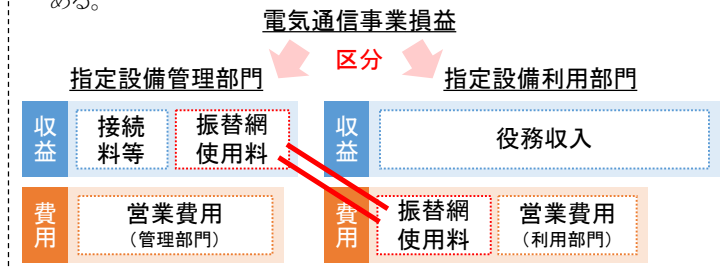
※同表様式第4(設備区分別費用明細表)及び別表第1勘定科目表についても同様に改正

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備接続会計における設備区分のうち、**削除する法定機能の接続料算定に用いていた設備区分等**
 - ✓ 折返し通信路設定機能に係る設備(ISM折返し関係)
 - ✓ 端末系交換等設備及び中継系交換等設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)(地域IP網の收容局接続関係)
- を削除する。**(ドライカッパのサブアンバンドルに関して設定されていた設備区分はない。)
- なお、この削除に関わらず、配賦基準等が変更されることは想定しておらず、引き続き接続会計上適正に資産及び費用は区分されるため、他の法定機能の接続料算定に影響を及ぼさない。

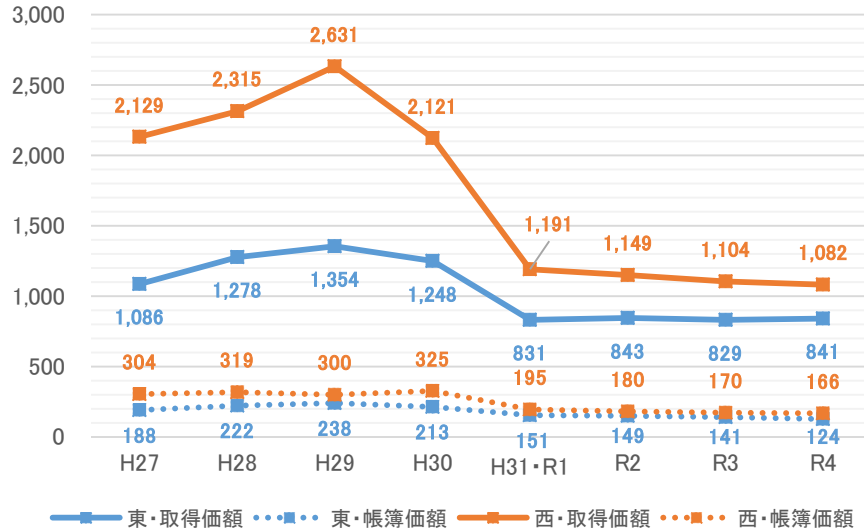
(参考) 一種接続会計

- 第一種指定電気通信設備の接続会計では、指定設備設置事業者の資産・費用・収益を**指定設備管理部門**と**指定設備利用部門**に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門との間で、指定設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制する。
- これにより、接続料の算定のための**原価測定機能**を有するとともに、指定設備管理部門と指定設備利用部門双方の損益状況を明らかにすることにより、**内部相互補助のモニタリング機能**を有するものである。

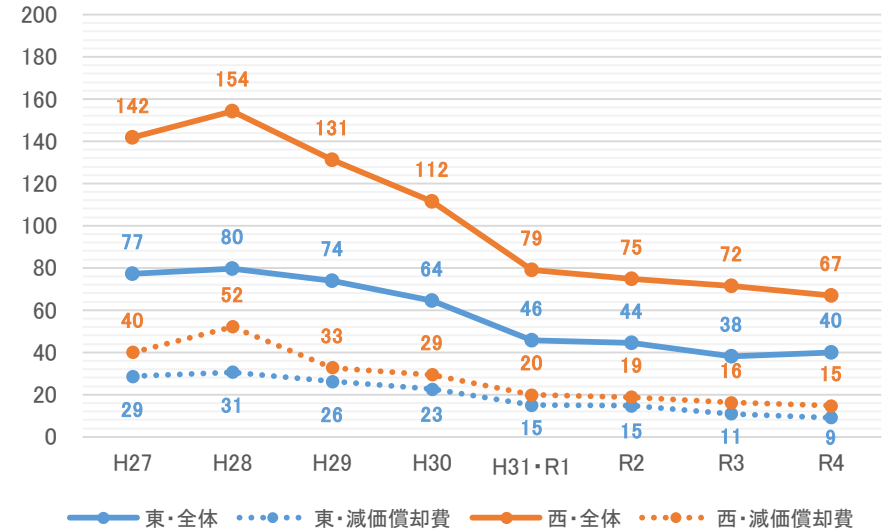


(参考) 削除する設備区分に係る直近の資産・費用

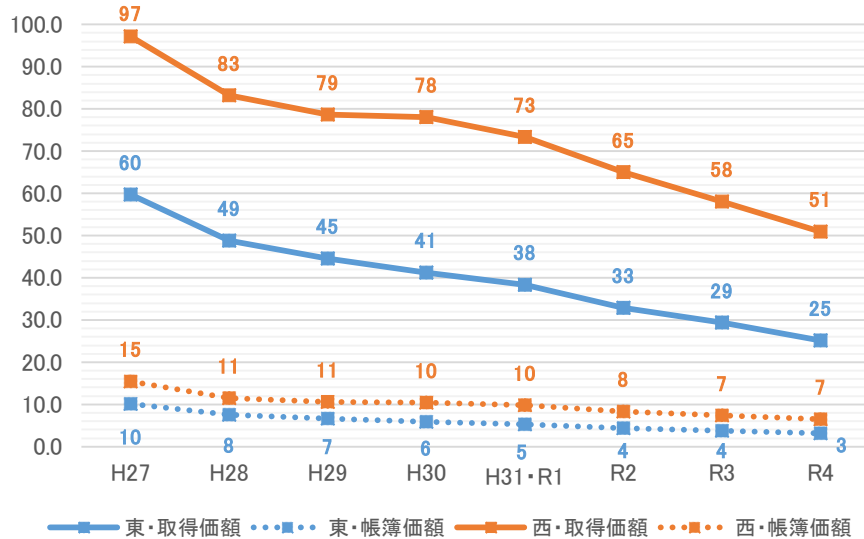
【地域IP網に係る固定資産(億円)】



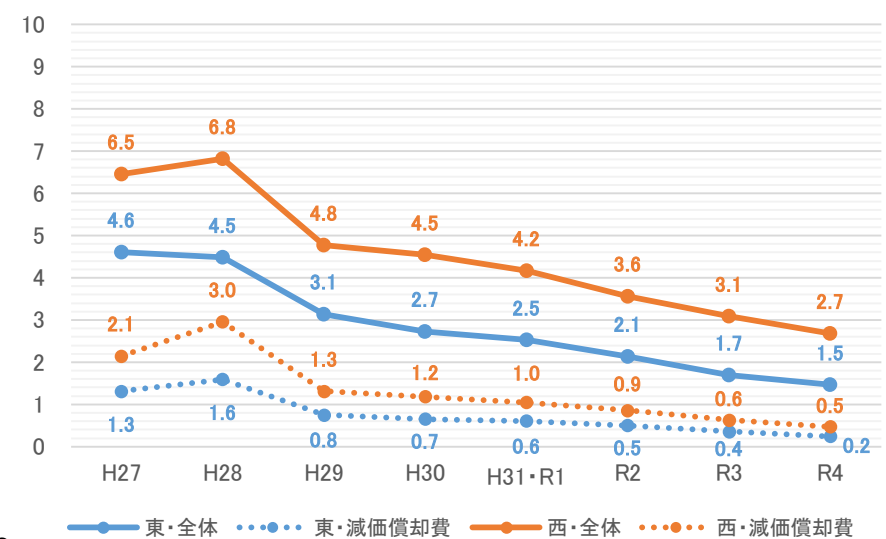
【地域IP網に係る費用(億円)】



【ISM折返しに係る固定資産(億円)】



【ISM折返しに係る費用(億円)】



- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)において見直しを求められている条項をはじめとして、接続・卸関連規制において事業者に求めている事項について、デジタル技術の進展等を踏まえた見直しを行う。

省令改正案【施行規則】

(認可接続約款等の公表)

第23条の8 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、~~営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、~~インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

※第二種指定電気通信設備制度における届け出た接続約款の公表(法第34条第5項)について準用される(施行規則第23条の9の6)。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第25条の7の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号(イを除く。))に掲げる事項に限る。)について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができる。(後略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、~~営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、~~インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

省令改正案【一種接続会計規則】 ※二種接続会計規則についても同様に改正

(接続会計報告書等の公表等)

第10条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、~~接続会計報告書等の写しを、営業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。)に備え置き、~~接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。事業者は、~~接続会計報告書等の写しを、~~刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

規定の趣旨

- ・ 現在は、
 - ✓ 指定電気通信設備の接続約款の公表(義務)及び
 - ✓ 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する契約約款の公表(任意)は、営業所その他の事業所及びインターネット(指定設備設置事業者のウェブサイト)において行わせている。
- ・ また、指定電気通信設備の接続会計報告書等については、営業所での備え付け及び刊行物の発行等の方法による公表を義務づけている(現在、指定設備設置事業者においてはインターネットにおいても公表)。
- ・ これら約款等については、広く電気通信事業者(指定電気通信設備と接続する事業者のみならず、将来的に接続する電気通信事業者等を含む。)に周知されていることが重要であるものの、その趣旨及び指定設備設置事業者の業務の効率化等の観点を踏まえれば、インターネットにおける公表が行われれば、必要かつ十分(※1)と考えられる。
- ・ よって、これら約款等の公表をインターネットの利用によることとし、その他の規定を削除する(※2)。

(※1) 実際、指定設備設置事業者各社(計8者)によれば、営業所等における閲覧回数については、一部の事業者は記録していないため確認が難しいものの、営業所等における閲覧に関係する問合せについては、いずれの事業者も、少なくとも直近の数年において無いと認識しているとのことである。

(※2) 接続会計報告書の様式においては、報告書を公衆の縦覧に供する場所を記載させているが、接続会計報告書の提出を受けた総務大臣が接続会計報告書の公表場所を確認できるようにするため、今後は公表を行うウェブサイトのアドレスを記載させることとする。

(5) その他所要の規定整備

① 所要の規定整備

- ・ 特定卸電気通信役務に関する協議命令の申立てについて、総合通信局長等を経由して行うことができることとする(施行規則第69条第1項)。(諮問対象外)
- ・ 第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表について、インターネットを利用して行うこととする(施行規則第40条の4の3第2項)。
- ・ その他表現の適正化等(施行規則様式第19の2、一種接続会計規則第2条第2項・第6条第2項)。

② 施行日・経過措置等

附則案

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日に施行する。

(準備行為)

第2条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「新規則」という。)の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日がこの省令の施行後となる場合において、この省令の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第3条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

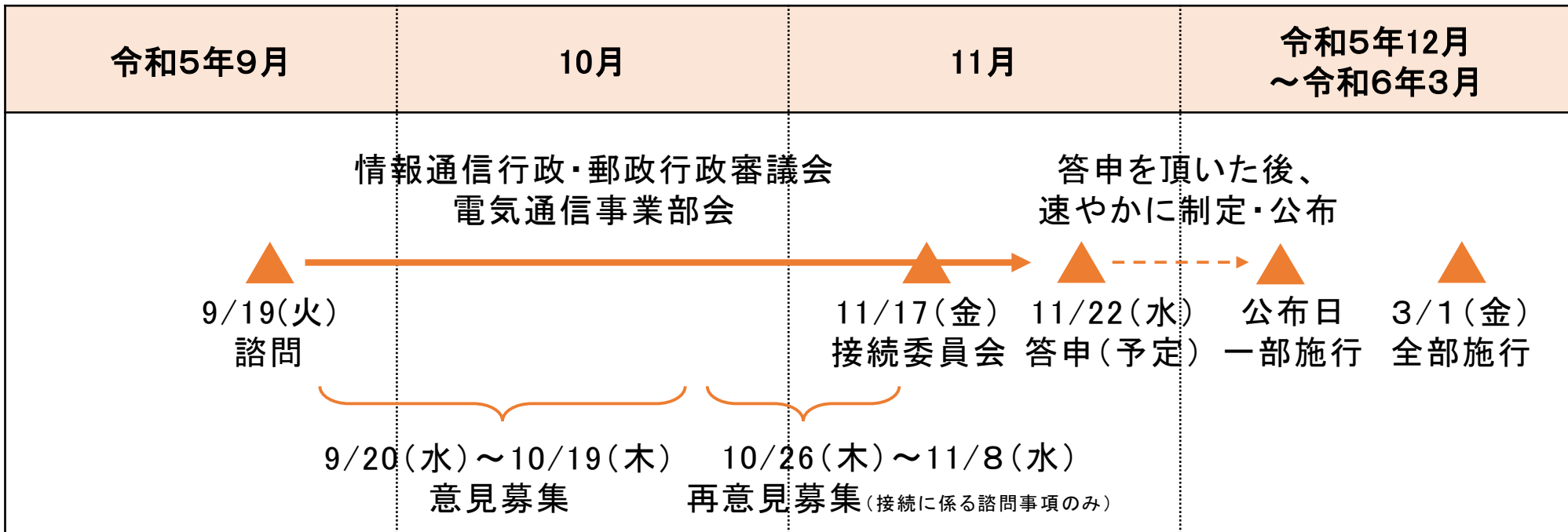
3 この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、~~な~~従前の例による。

規定の趣旨

- ・ 本省令案の施行日について、
 - ✓ 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しにおいて、優先接続機能を法定機能から削除する規定については、令和6年3月1日
 - ✓ それ以外の規定については、公布の日とする(附則第1条)。
- ・ 本省令案による改正を反映した第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可申請については令和6年1月目途に実施されることが想定されるため、施行日前であっても認可申請を行うことができるようにすることとする(附則第2条)。
- ・ また、一種接続会計規則・二種接続会計規則の改正について、この省令の施行の日以後終了する事業年度(=令和5年4月1日から開始する事業年度)に係る接続会計財務諸表等から適用する(附則第3条第1項・第2項)。

(※1) 接続会計報告書等の公表方法については、公布の日から(現に公表している全ての接続会計報告書等について)見直しが適用される。

(※2) その他、東西均一接続料に係る東西交付金についても、所要の経過措置を規定(附則第3条第3項)。



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

(1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し関係

- ・ 第68回会合(令和5年2月20日(月)) 論点提示
- ・ 第70回会合(令和5年3月30日(木)) NTT東日本・西日本からヒアリング
- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点整理

(参考) 令和5年5月22日(月) NTT東日本・西日本による接続約款の変更認可申請(本件に係る3条許可を含む。)

令和5年5月26日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会に諮問(5月27日(土)～6月26日(月)意見募集、6月29日(木)～7月12日(水)再意見募集)

令和5年7月21日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会より答申・同日総務省において認可

(2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し関係

- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点提示
- ・ 第72回会合(令和5年5月9日(火)) NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びMVNO委員会からヒアリング
- ・ 第73回会合(令和5年5月30日(火)) MNO各社の現状整理
- ・ 第74回会合(令和5年6月13日(火)) 方針整理

○総務省令第 号

(ゴシック体は接続に関する事項)

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 鈴木 淳司

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 削除</p> <p>三・四 略</p> <p>五 削除</p> <p>六〜十二 略</p> <p>二・三 略</p> <p>(認可接続約款等の公表)</p> <p>第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(卸電気通信業務に関する契約約款)</p> <p>第二十五条の七の二 略</p> <p>二・三 略</p> <p>4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)</p> <p>第四十条の四の三 略</p> <p>2 法第八十一条第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(申請等の方法)</p> <p>第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信業務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を經由して行うことができる。</p> <p>一〜十四 略</p> <p>十五 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て</p> <p>一六〜三十四 略</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所</p> <p>三・四 同上</p> <p>五 第一種指定市内交換局に設置されるイーインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p> <p>六〜十二 同上</p> <p>二・三 同上</p> <p>(認可接続約款等の公表)</p> <p>第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(卸電気通信業務に関する契約約款)</p> <p>第二十五条の七の二 同上</p> <p>二・三 同上</p> <p>4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)</p> <p>第四十条の四の三 同上</p> <p>2 法第八十一条第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(申請等の方法)</p> <p>第六十九条 同上</p> <p>一〜十四 同上</p> <p>十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て</p> <p>一六〜三十四 同上</p>
--	--

〔2〕 略]

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1〕 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

〔表略]

〔表略]

〔注1～8 略]

9 「子測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

10 〔略]

11 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する子測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の子測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものではないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「子測値」の欄に記載すること。また、「子測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

〔表略]

〔表略]

〔注1～6 略]

7 「子測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注8に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

8 〔略]

9 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する子測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものではないと考えられ

〔2〕 〔4〕]

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1〕 同左]

2 〔同左]

〔表同左]

〔表同左]

〔注1～8 同左]

〔新設]

9 〔同左]

〔新設]

2の2 〔同左]

〔表同左]

〔表同左]

〔注1～6 同左]

〔新設]

7 〔同左]

〔新設]

る場合は、それを踏まえて注8に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

〔記載例〕

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

[2の3～4 略]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

〔表略〕

〔表略〕

[注1～10 略]

11 「需要の算定方法等の詳細」の8.の欄には、注12に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

12 [略]

13 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の子測値の比率) について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注12に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「需要の算定方法等の詳細」の8.の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

〔表略〕

[注1～4 略]

5 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、注6に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

6 [略]

7 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) について、需要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注6に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

[1の3～3 略]

[2の3～4 同左]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

〔表同左〕

〔表同左〕

[注1～10 同左]

〔新設〕

11 [同左]

〔新設〕

1の2 [同左]

〔表同左〕

[注1～4 同左]

〔新設〕

5 [同左]

〔新設〕

[1の3～3 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備帰属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

[1] 略]

2 データ伝送役員

[表略]

[表略]

[注1～8 略]

9 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

10 [略]

11 様式第17の4の9表1（データ送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）、表1の2（データ送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）及び表2（データ送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、利潤の「乖離が生じた理由」が正味固定資産に係る場合であり、一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄に記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

1 データ送交換機能の接続料原価抽出の手順

[表略]

注1 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2 備考欄に、各ステップにおける費用の抽出に係る手順や考え方について、前事業年度からの変化の有無及び変化が生じた場合はその理由を記載すること。

[2の1・2の2 略]

様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

[略]

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
[略]	

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備帰属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

[1] 同左]

2 [同左]

[表同左]

[表同左]

[注1～8 同左]

[新設]

9 [同左]

[新設]

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

1 [同左]

[表同左]

注 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

[2の1・2の2 同左]

様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

[同左]

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
[同左]	

【表】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【表】

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(用語)

第二条 [略]

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

[一〜四 略]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

[六・七 略]

第六条 [略] (勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書)

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、都道府県の区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。

[3・4 略]

第十条 (接続会計報告書の公表等)
 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公表しないことができる。

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

科	目	款 (原価部門)	項
	目	表	
1	電気通信事業固定	資産 勘定科 目表	資産

(用語)

第二条 [同上]

2 [同上]

[一〜四 同上]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

[六・七 同上]

第六条 [同上] (勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書)

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、法第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。

[3・4 同上]

第十条 (接続会計報告書の公表等)
 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書の写しを、営業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、接続会計報告書の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

科	目	款 (原価部門)	項
	目	表	
1	電気通信事業固定	資産 勘定科 目表	資産

資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門
	<p>1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定果間中継ルータ SIPサーバ セッションボーダコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサーバに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サーバに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 (何)</p> <p>2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務</p>

資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門
	<p>1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定果間中継ルータ SIPサーバ セッションボーダコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサーバに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サーバに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 (何)</p> <p>2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務</p>

<p>の提供に用いられるもの)</p>	<p>の提供に用いられるもの)</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）</p>	<p>中継系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>信号網設備 番号案内データバス及び番号案内設備</p>	<p>信号網設備 番号案内データバス及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備</p>
<p>専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p>	<p>専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p>
<p>専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p>	<p>専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p>
<p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何)</p> <p>建物 土地 構築物 構築物及び装置</p>	<p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何)</p> <p>建物 土地 構築物 構築物及び装置</p>

[略]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 [略] [略] [略]
	[略]	
[表略]	費用 營業費用	
[表略]	收益 營業收益	
[(注) 略]		

別表第二 [第6条・第8条]
[様式第1・様式第2 略]
[様式第3

接続会計財務諸表様式
固定資産帰属明細表

(単位 円)

[同左]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 [同左] [同左] [同左]
	[同左]	
[表同左]	費用 營業費用	
[表同左]	收益 營業收益	
[(注) 同左]		

別表第二 [第6条・第8条]
[様式第1・様式第2 同左]
[様式第3

接続会計財務諸表様式
固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	
【路】	
【路】	
【路】	番号案内ターミネータ及び番号案内設備
【路】	中継系交換設備（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【路】	【路】 「おcaller」及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの
【路】	【路】 端末系交換設備、端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【路】	【路】 端末系交換設備（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【路】	特別第一種指定設備
【路】	第一種指定設備管理部門計

第一種指定設備管理部門計	
【回五】	
【回五】	
【回五】	折返し通信路設定機能に係る設備
【回五】	番号案内ターミネータ及び番号案内設備
【回五】	【回五】 「おcaller」及び伝送機能に係るもの
【回五】	【回五】 中継系交換設備（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【回五】	【回五】 「おcaller」及び伝送機能に係るもの
【回五】	【回五】 端末系交換設備、端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【回五】	【回五】 「おcaller」及び伝送機能に係るもの
【回五】	【回五】 端末系交換設備（主としてターミネータ伝送業務の提供に用いられるもの）
【回五】	特別第一種指定設備
【回五】	第一種指定設備管理部門計

第一種指定設備管理部門計			
特別第一種指定設備			
[路]	[路]		
[路]	番号案内ターミナル及び番号案内設備		
[路]	中継系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[路]	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの		
[路]	端末系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[路]	端末系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[路]	特別第一種指定設備		
[路]	第一種指定設備管理部門計		
営業	損失		
うち	倒損		
うち	貸倒		

第一種指定設備管理部門計			
特別第一種指定設備			
[回五]	[回五]		
[回五]	折返し通信路設置機能に係る設備		
[回五]	番号案内ターミナル及び番号案内設備		
[回五]	うちルータ及び伝送機能に係るもの		
[回五]	中継系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[回五]	うちルータ及び伝送機能に係るもの		
[回五]	端末系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[回五]	端末系交換設備（主としてターミナル伝送業務の提供に用いられるもの）		
[回五]	特別第一種指定設備		
[回五]	第一種指定設備管理部門計		
営業	損失		
うち	倒損		
うち	貸倒		

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

(用語)	
<p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 略」</p> <p>七 削除</p> <p>八 削除</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 同上」</p> <p>七 特別第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>「九、十五 同上」</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p>
機能の区分	内容
<p>一 端末回線 伝送機能</p> <p>帯域透過端末回線伝送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。)</p>
[略]	
対象設備	

(用語)	
<p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 略」</p> <p>七 削除</p> <p>八 削除</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 同上」</p> <p>七 特別第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>「九、十五 同上」</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p>
機能の区分	内容
<p>一 端末回線 伝送機能</p> <p>一般帯域透過端末回線伝送機能</p> <p>特別帯域透過端末回線伝送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)</p>
[同上]	
対象設備	

六の二 ルータ 送信機能	[略]	三 削除	二 端末系交 換機能			
			[略]	[略]	[略]	[略]
一般県間中継 ルータ交換 送信機能	[略]	[略]	信号制御交換 機能			
			第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能			
第一種指定県間中継ルータ設備等（関門ルータ以外）の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ		[略]				

六の二 ルータ 送信機能	[同上]	三 折返し通信路設定機能	二 端末系交 換機能			
			[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
一般県間中継 ルータ交換 送信機能	[同上]	[同上]	優先接続機能			
			第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能			
第一種指定県間中継ルータ設備等（関門ルータ以外）の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ		電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能				
第一種指定県間中継ルータ設備等		[同上]				
		Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備				

<p>間中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと閉門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の PACKET について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）</p>	<p>に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと閉門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の PACKET について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）</p> <p>特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）</p>
<p>〔略〕</p> <p>〔自己資本費用〕</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p> $\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left[\frac{\text{主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{資本利益率}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right]$ <p>〔4 略〕</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p> <p>第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能（端末系交換機能等の接続料））</p>	<p>〔同上〕</p> <p>第十二条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p> $\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left[\frac{\text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{企業平均自己資本利益率}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right]$ <p>〔4 同上〕</p> <p>5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p> <p>第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能（端末系交換機能等の接続料））</p>

能に限る。)及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 略〕

〔端末回線伝送機能等の接続料〕

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。)、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。)、及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項の機能、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

及び優先接続機能に限る。)及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 同上〕

〔端末回線伝送機能等の接続料〕

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。〔を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。〕で除して得た額をもつて設定するものとする。)

3 第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。〔を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。〕で除して得た額をもつて設定するものとする。)

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。〔が零である場合にあつては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。〔を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第四条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔15・14 略〕</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポーティング機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔16・17 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔15・14 同上〕</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポーティング機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔16・17 同上〕</p>

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第六条 第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(個別注記表、役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役員別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役員収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役員別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役員費用整理表を含む当該役員別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役員収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書(次条において「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。

2 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役員別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役員費用整理表を公表しないことができる。

別表第四(第五条、第九条及び第十條関係)

接続会計報告書

〔略〕

会社名 _____
 代表者の役職氏名 _____
 本店の所在の場所 _____
 電話番号 _____
 連絡者 _____
 接続会計報告書の公表を行うウェブサイト
 のアドレス _____

(個別注記表、役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役員別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役員収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役員別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役員収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書(次条において「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

〔新設〕

別表第四(第五条、第九条及び第十條関係)

接続会計報告書

〔同左〕

会社名 _____
 代表者の役職氏名 _____
 本店の所在の場所 _____
 電話番号 _____
 連絡者 _____
 接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所
 名称 _____ 所在地 _____

〔略〕
別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）

役務別固定資産整理表

〔同左〕
〔新設〕

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				合計
	音声伝送役務		データ伝送役務		
	直課している 固定資産 価額	配賦している 固定資産 価額	直課している 固定資産 価額	配賦している 固定資産 価額	
電気通信事業固定資産 (帳簿価額)					
有形固定資産					
機械設備					
空中線設備					
通信衛星設備					
端末設備					
市内線路設備					
市外線路設備					
土木設備					
海底線設備					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車両及び船舶					
工具、器具及び備品					
休止設備					
土地					
リース資産					
建設仮勘定					
有形固定資産合計					

無形固定資産合計					
電気通信事業固定資産合計					

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

有形固定資産	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目を直課している電気通信 信託の別	当該固定資産項目を直課している理由
機械設備				
空中線設備				
通信衛星設備				
端末設備				
市内線路設備				
市外線路設備				
土木設備				
海底線設備				
建物				
構築物				
機械及び装置				
車両及び船舶				
工具、器具及び備品				
休止設備				
土地				
リース資産				
建設仮勘定				
無形固定資産				

(記載上の注意)

- 1 「主要な直課対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該固定資産項目を直課している電気通信信託の別」の欄には、音声伝送信託又はデータ伝送信託のいずれかを記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

有形固定資産	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
	機械設備				
	空中線設備				
	通信衛星設備				
	端末設備				
	市内線路設備				
	市外線路設備				
	土木設備				
	海底線設備				
	建物				
	構築物				
	機械及び装置				
	車両及び船舶				
	工具、器具及び備品				
	休止設備				
	土地				
	リース資産				
	建設仮勘定				
	無形固定資産				

(記載上の注意)

- 1 「主要な配賦対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、様式第2及び本様式の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係)

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日

【新設】

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務		データ伝送役務		合計	
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用		配賦している費用
施設保全費						
減価償却費						

様式第2 主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位: 円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				

(記載上の注意)

- 1 「主要な直課対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該費用項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。
- 3 いずれの費用区分についても、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位: 円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					

(記載上の注意)

- 1 「主要な配賦対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。

3 いずれの費用区分についても、様式第2及び本様式の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>附則 第七條 新接続料規則第四章及び第五章の規定（第七條、第八條（第一項及び第二項本文に限る。）、第九條（第一項及び第二項本文に限る。）、第十條（第三項ただし書を除く。）、第十二條（第五項を除く。）、第十三條（第一項に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三條、第十四條（第二項ただし書を除く。）、第十五條（第三項を除く。）、第十六條並びに第十八條の三の規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定、新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附則 第七條 「同上」</p>
<p>〔略〕 新接続料規則第十五條第一項</p> <p>第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能</p>	<p>〔同上〕 新接続料規則第十五條第一項</p> <p>第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能</p>
<p>〔略〕 新平成十七年改正省令附則第十五項</p> <p>規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能</p>	<p>〔同上〕 新平成十七年改正省令附則第十五項</p> <p>規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日がこの省令の施行後となる場合において、

この省令の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第三条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

3 この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社^一が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社^二が設置するもの</p> <p>【一】 略</p> <p>【二】 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定の packets を識別する機能を提供しないルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。）を除く。）</p> <p>【三】 略</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社^一が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社^二が設置するもの</p> <p>【一】 同上</p> <p>【二】 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）</p> <p>【三】 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	